

兵庫県公報

令和3年1月5日 火曜日 第170号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	5
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	5
○ 同 上（中播磨県民センター）	5

公 告

○ 隨意契約の相手方等の公示（情報企画課）	6
○ 同 上（薬務課）	6
○ 令和2年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	26

教育委員会公告

○ 落札者等の公示（県立香住高等学校）	27
---------------------	----

告 示

兵庫県告示第1号の2

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあつた医療機関を救急病院と認定した。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名 称 神戸海星病院
所 在 地 神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号

中華料理調理人	
石井 敏 满	神戸市東灘区
飲食物給仕人	
星山 厚 豪	姫路市
表具師、塗装工、畳工、写真工等の職業	
表具師	
瀧野 博 之	神戸市垂水区
高瀬 輝 久	西宮市
金属塗装工	
藤田 朝 之	三木市
中島 哲 朗	神戸市中央区
塗装仕上工	
石田 佑 介	西宮市
森 雅 之	西宮市
畳工	
吉田 一 也	美方郡新温泉町
近都 博 彦	小野市
室内装飾工	
田村 慎 一	加古川市
鋼製下地・ボード仕上工	
松井 剛	明石市
広告美術工、製図工等の職業	
製図工	
高村 啓 介	美方郡香美町
構造物現図工	
浅井 直 也	神戸市北区
乗物現図工	
中嶋 智	神戸市長田区
装身具等身の回り品製造の職業	
かばん・袋物製造工	
三宅 秀 明	豊岡市
漆・箔押し沈金工	
小田 訓 義	姫路市
貴金属細工加工工	
水谷 光 男	神戸市灘区
その他の職業	
振動音響実験工	
宮崎 幸 司	神戸市西区
実験計測工	
澤田 祐一郎	高砂市
中村 剛 士	明石市
クリーニング工	
井上 正 和	加西市
ビルクリーニング工	
関本 優	姫路市

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                         | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 一ノ谷町(1) II-2<br>(101050241) | 神戸市須磨区一ノ谷町2丁目（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三条北(3) (107000030)	芦屋市三条町 神戸市東灘区森北町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
三条北(4) (107000031)	芦屋市三条町 神戸市東灘区森北町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、芦屋市都市建設部防災安全課、神戸市建設局防災課、東部建設事務所及び東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

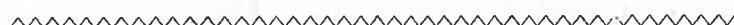
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月26日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥池(4) (107000032)	芦屋市奥池町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課及び芦屋市都市建設部防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月26日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井原 I-2 (124050143)	丹波市山南町井原(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
下滝(5) I (124050144)	丹波市山南町下滝(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
野坂(4) I (124050145)	丹波市山南町野坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
篠場(2) II (124050146)	丹波市山南町篠場(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
小野尻(4) II (124050147)	丹波市山南町小野尻(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
若林III (124050148)	丹波市山南町若林(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥III (124050149)	丹波市山南町奥(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成25年兵庫県告示第540号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 改正しようとする区域の案

一ノ谷町(1) II (101050209) の項中別図78を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3—2—5

(3) 提出期限

令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第719号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

和田(4) I (124050006) の項中別図6、野坂 I (124050018) の項中別図18、井原 I (124050022) の項中別図22、下滝(2) I (124050031) の項中別図31、上滝(5) I (124050040) の項中別図40、岡本II (124050072) の項中別図72、太田 II (124050079) の項中別図79、下滝(1) II (124050081) の項中別図81、阿草(4) II (124050091) の項中別図91、生合谷川 I (224050068) の項中別図210を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一ノ谷町(1) II (101050209)	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
一ノ谷町(1) II-2 (101050241)	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3—2—5

(3) 提出期限

令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三条北(4) (107000031)	芦屋市三条町 神戸市東灘区森北町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、芦屋市都市建設部防災安全課、神戸市建設局防災課、東部建設事務所及び東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月26日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥池(4) (107000032)	芦屋市奥池町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課及び芦屋市都市建設部防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月26日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害

特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山本 I (124050002)	丹波市山南町山本（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
応地 I (124050003)	丹波市山南町応地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
和田(1) I (124050004)	丹波市山南町和田（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
和田(3) I (124050005)	丹波市山南町和田（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
和田(4) I (124050006)	丹波市山南町和田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
和田(2) I (124050007)	丹波市山南町和田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
北和田(3) I (124050008)	丹波市山南町北和田（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北和田(2) I (124050009)	丹波市山南町北和田（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北和田(1) I (124050010)	丹波市山南町北和田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小新屋(1) I (124050011)	丹波市山南町小新屋（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
梶 I (124050012)	丹波市山南町梶（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小新屋(2) I (124050013)	丹波市山南町小新屋（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
岩屋(1) I (124050014)	丹波市山南町岩屋（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
岩屋(2) I (124050015)	丹波市山南町岩屋（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
岩屋(3) I (124050016)	丹波市山南町岩屋（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
岩屋(4) I (124050017)	丹波市山南町岩屋（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

野坂 I (124050018)	丹波市山南町野坂（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
野坂(3) I (124050020)	丹波市山南町野坂（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
井原 I (124050022)	丹波市山南町井原（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
松ヶ端 I (124050023)	丹波市山南町玉巻（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
池谷(2) I (124050024)	丹波市山南町池谷（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
池谷 I (124050025)	丹波市山南町池谷（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
北太田(1) I (124050026)	丹波市山南町北太田（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
畠内 I (124050027)	丹波市山南町畠内（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
畠内(2) I (124050028)	丹波市山南町畠内（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
太田 I (124050029)	丹波市山南町太田（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
篠場 I (124050030)	丹波市山南町篠場（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下滝(2) I (124050031)	丹波市山南町下滝（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下滝(3) I (124050032)	丹波市山南町下滝（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下滝 I (124050033)	丹波市山南町下滝（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
下滝(4) I (124050034)	丹波市山南町下滝（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
青田 I (124050035)	丹波市山南町青田（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上滝(1) I (124050036)	丹波市山南町上滝（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
上滝(3) I (124050038)	丹波市山南町上滝（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
上滝(4) I (124050039)	丹波市山南町上滝（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
上滝(5) I (124050040)	丹波市山南町下滝（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

上滝(6) I (124050041)	丹波市山南町上滝（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
阿草(2) I (124050042)	丹波市山南町阿草（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
阿草(1) I (124050043)	丹波市山南町阿草（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
阿草(3) I (124050044)	丹波市山南町阿草（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
谷川山田 I (124050045)	丹波市山南町谷川（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
西谷(1) II (124050046)	丹波市山南町西谷（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
西谷(2) II (124050047)	丹波市山南町西谷（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
西谷(3) II (124050048)	丹波市山南町西谷（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
山本 II (124050049)	丹波市山南町小畠（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小畠(1) II (124050050)	丹波市山南町小畠（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
小畠(2) II (124050051)	丹波市山南町小畠（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
富田 II (124050052)	丹波市山南町小野尻（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
坂尻 II (124050054)	丹波市山南町坂尻（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
和田(1) II (124050055)	丹波市山南町和田（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
和田(2) II (124050056)	丹波市山南町和田（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
小野尻(1) II (124050057)	丹波市山南町小野尻（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
小野尻(2) II (124050058)	丹波市山南町小野尻（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
小新屋 II (124050060)	丹波市山南町小新屋（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
梶 II (124050061)	丹波市山南町梶（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
草部(1) II (124050062)	丹波市山南町草部（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり

草部(2) II (124050063)	丹波市山南町草部（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
岩屋(1) II (124050064)	丹波市山南町岩屋（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
岩屋(3) II (124050066)	丹波市山南町岩屋（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
岩屋(4) II (124050067)	丹波市山南町岩屋（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
山崎(1) II (124050068)	丹波市山南町山崎（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
玉巻 II (124050071)	丹波市山南町玉巻（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
岡本 II (124050072)	丹波市山南町岡本（別図63のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
北太田(1) II (124050073)	丹波市山南町北太田（別図64のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
北太田(2) II (124050074)	丹波市山南町北太田（別図65のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
北太田(4) II (124050076)	丹波市山南町北太田（別図66のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
北太田(5) II (124050077)	丹波市山南町北太田（別図67のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
北太田(6) II (124050078)	丹波市山南町北太田（別図68のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
太田 II (124050079)	丹波市山南町太田（別図69のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
篠場 II (124050080)	丹波市山南町篠場（別図70のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
下滝(1) II (124050081)	丹波市山南町下滝（別図71のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
下滝(2) II (124050082)	丹波市山南町下滝（別図72のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
上滝(1) II (124050083)	丹波市山南町上滝（別図73のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
上滝(2) II (124050084)	丹波市山南町上滝（別図74のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
上滝(3) II (124050085)	丹波市山南町上滝（別図75のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
上滝(4) II (124050086)	丹波市山南町上滝（別図76のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり

上滝(5) II (124050087)	丹波市山南町上滝（別図77のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
阿草(1) II (124050088)	丹波市山南町阿草（別図78のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
阿草(2) II (124050089)	丹波市山南町阿草（別図79のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
阿草(3) II (124050090)	丹波市山南町阿草（別図80のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
阿草(4) II (124050091)	丹波市山南町阿草（別図81のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
阿草(5) II (124050092)	丹波市山南町阿草（別図82のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
阿草(6) II (124050093)	丹波市山南町阿草（別図83のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
阿草(7) II (124050094)	丹波市山南町阿草（別図84のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
谷川山田(1) II (124050095)	丹波市山南町谷川（別図85のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
谷川山田(2) II (124050096)	丹波市山南町谷川（別図86のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
谷川山田(3) II (124050097)	丹波市山南町谷川（別図87のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
笛路(1) II (124050098)	丹波市山南町谷川（別図88のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
笛路(2) II (124050099)	丹波市山南町谷川（別図89のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
谷川山田(4) II (124050100)	丹波市山南町谷川（別図90のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
谷川山田(5) II (124050101)	丹波市山南町谷川（別図91のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
谷川山田(6) II (124050102)	丹波市山南町谷川（別図92のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
谷川山田(7) II (124050103)	丹波市山南町谷川（別図93のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
谷川山田(8) III (124050104)	丹波市山南町谷川（別図94のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
谷川山田(9) II (124050105)	丹波市山南町谷川（別図95のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
谷川山田(10) II (124050106)	丹波市山南町谷川（別図96のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり

西谷(1) III (124050107)	丹波市山南町西谷（別図97のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
西谷(2) III (124050108)	丹波市山南町西谷（別図98のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
小畠III (124050109)	丹波市山南町小畠（別図99のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
五ヶ野(1) III (124050110)	丹波市山南町五ヶ野（別図100のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
五ヶ野(2) III (124050111)	丹波市山南町五ヶ野（別図101のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
北和田III (124050112)	丹波市山南町北和田（別図102のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
小野尻(1) III (124050113)	丹波市山南町小野尻（別図103のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
小野尻(2) III (124050114)	丹波市山南町小野尻（別図104のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
梶III (124050115)	丹波市山南町梶（別図105のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
草部III (124050116)	丹波市山南町草部（別図106のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
岩屋(1) III (124050117)	丹波市山南町岩屋（別図107のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
岩屋(2) III (124050118)	丹波市山南町岩屋（別図108のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
岩屋(3) III (124050119)	丹波市山南町岩屋（別図109のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
岩屋(4) III (124050120)	丹波市山南町岩屋（別図110のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
奥野々III (124050121)	丹波市山南町奥野々（別図111のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
岡本III (124050122)	丹波市山南町岡本（別図112のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
北太田(1) III (124050123)	丹波市山南町北太田（別図113のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
北太田(2) III (124050124)	丹波市山南町北太田（別図114のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
北太田(3) III (124050125)	丹波市山南町北太田（別図115のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
篠場(1) III (124050126)	丹波市山南町篠場（別図116のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり

篠場(2) III (124050127)	丹波市山南町篠場 (別図117 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
下滝III (124050128)	丹波市山南町下滝 (別図118 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
青田III (124050129)	丹波市山南町青田 (別図119 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
上滝(1) III (124050130)	丹波市山南町上滝 (別図120 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
上滝(3) III (124050132)	丹波市山南町上滝 (別図121 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
上滝(4) III (124050133)	丹波市山南町上滝 (別図122 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
上滝(5) III (124050134)	丹波市山南町上滝 (別図123 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
阿草(1) III (124050135)	丹波市山南町阿草 (別図124 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
阿草(2) III (124050136)	丹波市山南町阿草 (別図125 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
阿草(3) III (124050137)	丹波市山南町阿草 (別図126 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
阿草(4) III (124050138)	丹波市山南町阿草 (別図127 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
阿草(5) III (124050139)	丹波市山南町阿草 (別図128 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
谷川山田(1) III (124050140)	丹波市山南町谷川 (別図129 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
笛路III (124050141)	丹波市山南町谷川 (別図130 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
谷川山田(2) III (124050142)	丹波市山南町谷川 (別図131 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
下滝(5) I (124050144)	丹波市山南町下滝 (別図132 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
野坂(4) I (124050145)	丹波市山南町野坂 (別図133 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
篠場(2) II (124050146)	丹波市山南町篠場 (別図134 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
小野尻(4) II (124050147)	丹波市山南町小野尻 (別図 135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
若林III (124050148)	丹波市山南町若林 (別図136 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり

奥Ⅲ (124050149)	丹波市山南町奥 (別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
小野尻大谷川 I (224050015)	丹波市山南町小野尻 (別図138のとおり)	土石流	別図138のとおり
三組尾川 I (224050017)	丹波市山南町小野尻 (別図139のとおり)	土石流	別図139のとおり
西山川 I (224050018)	丹波市山南町小新屋 (別図140のとおり)	土石流	別図140のとおり
観音寺川 I (224050019)	丹波市山南町小新屋 (別図141のとおり)	土石流	別図141のとおり
石坂川 I (224050024)	丹波市山南町上滝 (別図142のとおり)	土石流	別図142のとおり
篠西川 I (224050031)	丹波市山南町篠場 (別図143のとおり)	土石流	別図143のとおり
ウチガネ川 I (224050032)	丹波市山南町篠場 (別図144のとおり)	土石流	別図144のとおり
マタニ川 I (224050034)	丹波市山南町北太田 (別図145のとおり)	土石流	別図145のとおり
北太田谷川 I (224050035)	丹波市山南町北太田 (別図146のとおり)	土石流	別図146のとおり
奥野々 1 谷 I (224050039)	丹波市山南町奥野々 (別図147のとおり)	土石流	別図147のとおり
柏原谷川 I (224050041)	丹波市山南町玉巻 (別図148のとおり)	土石流	別図148のとおり
村森谷 I (224050046)	丹波市山南町村森 (別図149のとおり)	土石流	別図149のとおり
西大谷川 I (224050055)	丹波市山南町野坂 (別図150のとおり)	土石流	別図150のとおり
西阿草川 I (224050058)	丹波市山南町阿草 (別図151のとおり)	土石流	別図151のとおり
垣内川 I (224050066)	丹波市山南町谷川 (別図152のとおり)	土石流	別図152のとおり
奥山谷川 I (224050067)	丹波市山南町谷川 (別図153のとおり)	土石流	別図153のとおり
生合谷川 I (224050068)	丹波市山南町谷川 (別図154のとおり)	土石流	別図154のとおり
笛路川 I (224050069)	丹波市山南町谷川 (別図155のとおり)	土石流	別図155のとおり
野田川 I (224050070)	丹波市山南町谷川 (別図156のとおり)	土石流	別図156のとおり

山田川Ⅱ (224050071)	丹波市山南町応地(別図157のとおり)	土石流	別図157のとおり
南谷Ⅱ (224050075)	丹波市山南町山本(別図158のとおり)	土石流	別図158のとおり
坂尻川(1)Ⅱ (224050076)	丹波市山南町坂尻(別図159のとおり)	土石流	別図159のとおり
坂尻川(2)Ⅱ (224050078)	丹波市山南町山本(別図160のとおり)	土石流	別図160のとおり
大谷川Ⅱ (224050080)	丹波市山南町西谷(別図161のとおり)	土石流	別図161のとおり
小野尻川(2)Ⅱ (224050082)	丹波市山南町小野尻(別図162のとおり)	土石流	別図162のとおり
小新屋川Ⅱ (224050083)	丹波市山南町小新屋(別図163のとおり)	土石流	別図163のとおり
ヒワガ谷Ⅱ (224050110)	丹波市山南町大谷(別図164のとおり)	土石流	別図164のとおり
イボ谷Ⅱ (224050111)	丹波市山南町谷川(別図165のとおり)	土石流	別図165のとおり
弓貫川Ⅱ (224050117)	丹波市山南町谷川(別図166のとおり)	土石流	別図166のとおり

(別図1から別図166までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町御旅二丁目8番7、8番14の一部